

官署別必要戸数と宿舎入居者の差異一覧

官署番号	官署名	官署所在地 (都道府県)	官署所在地 (市町村)	官署所在地 (市町村以下)	必要戸数 配分希望地 (市区町村コード)	必要戸数 配分希望地 (都道府県及び 市区町村)	必要戸数	必要戸数のうち 宿舎入居(入居 者数)の合計	R〇.8.1時点の 宿舎入居者数	必要戸数人数と 宿舎入居者数の 差異	必要戸数に 該当し、宿 舎の入居を 希望する者 (貸与希望) の合計	必要戸数の 合計と宿舎 入居者及び 宿舎入居を 希望する者 の差異	①山間・ へき地	②転勤	③居住制限	④緊急参集	⑤国会等 対応	必要戸数	独身者用	単身 赴任者用	世帯者用	必要戸数	宿舎入居 (入居者数) 独身者用	宿舎入居 (入居者数) 単身 赴任者用	宿舎入居 (入居者数) 世帯者用	必要戸数に 該当し、宿 舎の入居を 希望する者 (貸与希望) 単身 赴任者用	必要戸数に 該当し、宿 舎の入居を 希望する者 (貸与希望) 世帯者用	必要戸数に 該当し、宿 舎の入居を 希望する者 (貸与希望) 単身 赴任者用	宿舎入居者 の合計 (住宅事情)	宿舎入居者 の合計 (住宅事情)	宿舎入居者 の合計 (住宅事情)	宿舎入居者 の合計 (住宅事情)
01000000	〇〇〇局	北海道	〇〇市	〇〇町〇-〇	〇〇〇〇	北海道〇〇市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	
06000001	〇〇〇所	〇〇県	〇〇市	〇-〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
10240001	〇〇〇所	〇〇府	〇〇市	〇〇町〇-〇	〇〇〇〇	〇〇府〇〇市	100	67	81	19	33	▲ 14	0	43	0	57	0	100	33	12	55	100	26	9	32	7	3	23	81	37	5	39
11000000	〇〇〇署	東京都	〇〇区	〇〇町〇-〇	〇〇〇〇	東京都23区内	4	4	3	1	0	1	0	0	0	1	3	4	1	0	3	4	1	0	3	0	0	3	1	0	2	
13000001	〇〇〇局	〇〇県	〇〇市	〇〇町〇-〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市	3	3	4	▲ 1	0	▲ 1	0	0	0	1	2	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	4	1	0	3	
17000000	〇〇〇所	〇〇県	〇〇市	〇-〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市	4	4	6	▲ 2	0	▲ 2	0	0	0	0	4	4	2	0	2	4	2	0	2	0	0	6	3	0	3	
08623000	〇〇〇所	〇〇県	〇〇市	〇-〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市	425	317	119	306	108	198	0	316	40	29	40	425	267	13	145	425	185	8	124	82	5	21	119	51	14	54

官署別通勤時間一覧(職員数・入居割合)

財務局	市町村	官署番号	官署名	都道府県名	市町村名	年度	職員数	宿舍入居者数	入居割合

- (注) 1. 当該「官署別通勤時間一覧(職員数・入居割合)」については、令和〇年6月1日時点の住宅事情調査に基づき作成された資料となっている。
2. 本資料においては、官署ごとにおける職員及び宿舍入居者の総数を示している。
3. 本資料の宿舍入居者数と別添1「必要戸数調書」を比較し、宿舍に入居できていない者への対応を検討すること。
また、職員数、宿舍入居者及び入居割合欄を確認し、別添3-2「官署別通勤時間一覧(全体)」と別添3-3「官署別通勤時間一覧(宿舍入居者のみ)」のどちらを活用するか検討すること。

官署別通勤時間一覧(全体)

財務局	市町村	都道府県名	市町村名	官署番号	官署名	年度	職員数	平均 通勤時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	1時間45分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上

- (注) 1. 当該[官署別通勤時間一覧(全体)]については、令和〇年6月1日時点の住宅事情調査に基づき作成された資料となっている。
2. 本資料においては、官署ごとにおける総職員の平均通勤時間及び通勤時間別の職員数を示している。
3. 本資料を確認し、各官署ごとにおける平均通勤時間を目安として、隣接する市町村等との必要戸数の入替えの検討及び宿舍希望者に対し貸与可能な市町村(継続使用宿舍)を提示するよう検討するために活用すること。

官署別通勤時間一覧(宿舍入居者のみ)

財務局	市町村	都道府県名	市町村名	官署番号	官署名	年度	宿舍 入居者数	平均 通勤時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	1時間45分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上

(注) 1. 当該[官署別通勤時間一覧(全体)]については、令和〇年6月1日時点の住宅事情調査に基づき作成された資料となっている。
 2. 本資料においては、官署ごとにおける宿舍入居者の平均通勤時間及び通勤時間別の宿舍入居者数を示している。
 3. 官署の実情に応じ、官署別通勤時間一覧(全体)を活用しない場合、本資料を確認し、各官署ごとにおける宿舍入居者の平均通勤時間を目安として、隣接する市町村等との必要戸数の入替えの検討希望者に対し貸与可能な宿舍(市町村)を提示するよう検討するために活用すること。

官署別入居状況表

財務局	【官署】 市町村	官署番号	官署名	都道府県名	市町村名	省庁別 合同	維持管理 機関コード	宿舎 コード	年度	入居者数	独身者の カウント	単身赴任者の カウント	世帯者の カウント の合計	宿舎名

(注) 1. 当該「官署別入居一覧」については、令和〇年6月1日時点の住宅事情調査に基づき作成された資料となっている。
 2. 本資料においては、官署単位での各宿舎における宿舎入居者の居住実態(独身者、単身者、世帯者別)を示している。
 3. 別添1「必要戸数調書」と本表を比較し、各官署ごとにおける宿舎入居者の平均通勤時間を目安として、宿舎希望者に対し貸与可能な宿舎(市町村)を提示する等活用すること。

作成要領

- 1 「財務局選定案」に関する各項目について、次により記載する。
 - (1) 「財務局選定案」欄は、「継続使用宿舎」、「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載する。
 - (2) 「選定理由」欄は、次の理由から該当するものを記載する。
 - i リノベーション工事済
 - ii 耐震改修工事実施済
 - iii 貸与率回復見込有
 - iv その他（継続使用）
 - v 他住宅を継続使用宿舎とするため
 - vi 供給過多地域のため改修留保
 - vii その他（改修留保）
 - (3) 「理由」欄は、「選定理由」欄にて「その他（継続使用）」又は「その他（改修留保）」を記載した場合、具体的な理由を記載する。
 - (4) 「財務局選定後改修留保宿舎設置戸数」の各欄は、「財務局選定案」欄にて「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、改修留保宿舎として選定した設置戸数を記載する。なお、「継続使用宿舎」を記載した場合は、記入を要しない。
- 2 「各省各庁との協議結果を踏まえた財務局判定」に関する各項目について、次により記載する。
 - (1) 「各省各庁との協議結果を踏まえた財務局判定」欄は、維持管理機関と協議を行った結果を記載する。
 - (2) 「判定変更理由」欄は、1-(1)と2-(1)の結果が相違する場合、1-(2)の理由から該当するものを記載する。
 - (3) 「理由」欄は、「判定変更理由」欄にて「その他（継続使用）」又は「その他（改修留保）」を記載した場合、具体的な理由を記載する。
 - (4) 「各省各庁協議後改修留保宿舎設置戸数」の各欄は、「各省各庁との協議結果を踏まえた財務局判定」欄にて「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、改修留保宿舎として判定した設置戸数を記載する。なお、「継続使用宿舎」を記載した場合は、記入を要しない。
- 3 「財務局最終報告」欄は、これまでの検討を踏まえた結果を次により記載する。
 - (1) 継続使用宿舎
 - (2) 改修留保宿舎（住宅別）
 - (3) 改修留保宿舎（棟別）
 - (4) 継続使用宿舎（各省各庁未承諾）
 - (5) 改修留保宿舎（住宅別・各省各庁未承諾）
 - (6) 改修留保宿舎（棟別・各省各庁未承諾）
- 4 「各省各庁主張」に関する各項目について、次により記載する。
 - (1) 「財務局最終報告」欄にて「継続使用宿舎」、「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、「各省各庁主張」欄は、「財務局最終報告」欄と同様の結果を記載する。
 - (2) 「財務局最終報告」欄にて「継続使用宿舎（各省各庁未承諾）」、「改修留保宿舎（住宅別・各省各庁未承諾）」又は「改修留保宿舎（棟別・各省各庁未承諾）」を記載した場合は、次により記載する。
 - ① 「各省各庁主張」欄は、各省各庁が主張する判定（「継続使用宿舎」、「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」）を記載する。

- ② 「各省各庁主張理由」欄は、1-(2)の理由から該当するものを記載する。
 - ③ 「理由」欄は、「各省各庁主張理由」欄にて「その他（継続使用）」又は「その他（改修留保）」を記載した場合、具体的な理由を記載する。
 - ④ 「各省各庁主張改修留保宿舎設置戸数」の各欄は、「各省各庁主張」欄にて「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、改修留保宿舎として判定した設置戸数を記載する。なお、「継続使用宿舎」を記載した場合は、記入を要しない。
- 5 「台帳価格」欄は、「各省各庁との協議結果を踏まえた財務局判定」欄にて「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、前年度3月31日時点の土地の台帳価格を記載する。なお、「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合は、宿舎敷地全体の面積に対する改修留保予定の敷地面積の割合で按分した土地の台帳価格を記載する。
- 6 「削減計画」欄は、「各省各庁との協議結果を踏まえた財務局判定」欄にて「改修留保宿舎（住宅別）」又は「改修留保宿舎（棟別）」を記載した場合、国家公務員宿舎の削減計画の対象となっている宿舎に「○」、対象となっていない宿舎に「×」を記載する。

